

千葉県立船橋法典高等学校 インターネット運用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、千葉県立船橋法典高等学校におけるインターネットの運用に関し必要な事項を定める。

(インターネット利用の目的)

第2条 本校のインターネット設備は、教育環境の質的な改善・充実のために活用し、情報教育の充実及び生徒の情報活用能力の育成を目的として運用するものである。

(インターネット利用の基本)

第3条 利用に当たっては、第2条の目的達成のため、設備の積極的な活用を図る中で、生徒に情報モラルや情報の適切な判断、インターネットの特性を理解させるとともに、関係者の個人情報の保護に努めるものとする。

(インターネットの主な利用形態)

第4条 インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

(1) 情報の発信及び受信

各教科及び特別活動等の教育活動において、電子メール及びホームページ等を利用した情報の発信及び受信。

(2) 情報検索及び収集

学習に関連する情報の電子メール、ホームページ及びネットニュース等による検索及び収集。

(3) 教材作成

インターネットの機能を活用し、検索、収集した情報による教材作成。

(4) その他

校長が学校教育に役立つと認める利用。

(機器等の管理)

第5条 インターネットに接続する機器を特定し、それ以外の機器はインターネットに接続しない。

2 前項において特定された機器は、公用に供するものとし、インターネットに利用する以外の情報を蓄えてはならない。

3 インターネットに接続する機器及びインターネットで収集した情報を利用する機器は、利用の都度ウイルス検査を実施する。

4 インターネットの利用に当たっては、利用実績やウイルス検査の実施等の管理に関する運用記録簿を整備するなど適正な運用を図る。

5 パスワードは定期及び必要に応じて適宜変更を行う。

(ネットワーク管理者)

第6条 校長から指名されたインターネットの運用に係わる管理者（以下、「ネットワーク管理者」という。）は次の業務を行う。

(1) インターネットに接続するID・パスワードの管理。

(2) ホームページ等での情報発信に係わるデータ、ファイル及びフロッピーディスク等の媒体の一括管理。

(3) インターネット端末の通信機能の維持及び障害時の対応。

(4) 不要となった個人情報の消去・廃棄。

(5) 運用記録簿の管理。

(インターネット運用に係わる委員会)

第7条 インターネットの適正な運用を図る業務はコンピュータ委員会が担当する。

(個人情報の発信とその範囲)

第8条 生徒及び関係者の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を原則とする。

2 情報発信に関しては、校長の管理下において、千葉県教育委員会通知（教指 第294号）「インターネットによる個人情報の提供について（通知）」に基づき行う。

- 3 ホームページ等での情報発信のために作成したデータあるいはファイルの著作権は、学校に帰属するものとし、校長の許可なく他の用途に利用することはできない。

(情報提供の許諾)

第9条 インターネットで生徒に関する個人情報を提供する場合、その生徒及び保護者に対して別紙様式1により提供の依頼をし、別紙様式2により提供の承諾を得る。

- 2 卒業生，PTA，学校職員等の個人情報提供に当たっても提供の許諾を書面をもって得る。
- 3 情報提供の承諾に当たって，提供期間は3ヶ月を越えないことを原則とする。
- 4 提供する情報が変更される場合には，その都度本人及び保護者の承諾を得る。
- 5 他の利用者のホームページにリンクを行う場合には学校長の許可を受けたのちリンク先の許諾を得る。
- 6 他の利用者のホームページからのリンクを許諾する場合には学校長の許可を得る。

(著作権，及び転載に関する条件の明記)

第10条 インターネット上にホームページを開設した場合には，無断転載の禁止，制限事項，著作権等の必要事項をホームページ上に明記する。

(その他)

第11条 インターネットを利用する場合には，利用者相互の信頼に基づき，誠意を持って情報の受信・発信に努めるものとし，次の行為をしてはならない。

- (1) 著作権，その他の権利を侵害する行為やシステム進入，破壊等に関連する行為等，他の利用者又は他人に不利益や損害を与える行為。
 - (2) 営利を目的とする行為や公序良俗に反する行為。
 - (3) その他，法令に反する行為及び校長が不相当と判断する行為。
- 2 前項の事実が認められたとき校長及びネットワーク管理者は当該情報を削除することができる。
 - 3 生徒が発信する情報は校内で集約し，校長の承認を経て外部に発信する。
 - 4 生徒がインターネットを直接利用する場合には，ネットワーク管理者に連絡の上，指導担当者の立ち会いのもとに利用する。
 - 5 利用に当たり，教職員はインターネットの特性を考慮し教育上有害な情報が扱われないように十分配慮する。